

ウィナーズ倶楽部会則

第1章 総則

第1条 〈名称〉

本会は、ウィナーズ倶楽部（以後本会という）と称する。

第2条 〈目的〉

本会は、会員相互による意見交換、また例会、各種研究会を通し、不動産業における地域密着戦略を研究実践し、会員相互の切磋琢磨、親睦を深めると共に、全国ネットワークを生かした本会会員のビジネスの発展、知識の向上及び社会貢献することを目的とする。

第3条 〈事務局〉

本会は事務局及び本部は置かない。

第4条 〈事業〉

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

① 不動産情報の交換

② 例会・研修会及び講演会

原則として、毎年6月に全国大会を開催する。

i 全国大会及び全会員を対象とした講習会開催にあたっては会費の中から補填できるものとする。

ii 個別研究会などの開催に際しては、すべて独立採算、受益者負担にて運営する。

③ 会員名簿の発行。（適時）

④ 会員の親睦、交流のための行事

⑤ ホームページの運営

⑥ その他、第2条の目的に付帯する事業、活動等

第2章 会員

第5条 〈会員〉

本会は、不動産業に携わる者をもって組織する。左記の業以外の関連業種で入会を希望するものは、常任理事会で審議するものとする。

第6条 〈入会手続〉

本会に入会しようとするものは、少なくとも会員1名の推薦を必要とする。

2 入会希望者を推薦する会員は、会へ入会希望者を推薦し、承認を得るものとする。

第3章 役員

第7条 〈常任理事会〉

本会に次の役員を置く。

- ① 代表理事 1名
- ② 副代表理事 2名
- ③ 総務担当理事 1名
- ④ 会計担当理事 1名
- ⑤ 本会に相談役を 1名置く

相談役は、会計監査、業務監査を兼任するものとする。

第8条 〈会計・業務監査〉

本会に会計・業務監査を 1名置く。

第9条 〈選任及び任期〉

代表理事、副代表理事、総務担当理事、会計担当理事及び会計業務監査は、常任理事会の中より互選により選出される。

- 2 常任理事会の任期は最長4年とし、理事が退任するときは補選により選出する。
- 3 常任理事を交代する場合には、最低1年間の引き継ぎ期間を設けるものとする。

第10条 〈運営委員会〉

本会には、会運営を補佐するため運営委員会を置く。

- ① 運営委員長 1名
- ② 副委員長 1名
- ③ 運営委員 若干名

- 2 運営委員は会員の中より常任理事会の指名により選出され、運営委員長及び副委員長は運営委員の中より互選により選出される。原則として全国大会の開催地周辺の会員を指名する。
- 3 運営委員の任期は1年1ヶ月とし、再選を妨げない。
- 4 運営委員の任期は6月1日に始まり、翌年6月末日までの満1年1ヶ月間とする。

第4章 総会

第11条 〈総会の種類〉

総会は定時総会及び臨時総会とする。

第12条 〈総会の開催〉

総会は毎年6月に、臨時総会は、常任理事会において必要と認めたとき、代表理事がこれを召集する。

総会の議長は、代表理事の指名する会員の中からこれを選出する。

第13条 〈総会の議決〉

総会の決議事項については出席者の過半数をもってこれを議決する。

第5章 常任理事会・運営委員会

第14条 〈常任理事会の構成〉

常任理事会は、常任理事会全員をもって構成する。

第15条 〈常任理事会の開催〉

常任理事会は年3～4回開催し、代表理事がこれを召集する。

- 2 臨時常任理事会は、代表理事が必要と認めたとき、これを召集する。
- 3 常任理事会の議長は、代表理事がこれを務める。
- 4 常任理事会の議案は出席者の三分の二の賛同をもってこれを議決する。
- 5 本条の出席者には、委任状による者も含む。

第16条 〈常任理事会の職務及び権限〉

理事会を開催し以下の事を協議し決定します。

○予算 ○会費状況 ○会運営費の使途 ○入退会 ○各担当の業務の進捗状況
○会の運営方針 ○総会の設営と運営 ○その他会運営に関する事項等

- 2 会計・業務監査は、会計の財務状況及び会の運営状況を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

第17条 〈運営委員会の構成〉

運営委員会は、運営委員会全員をもって構成する。

第18条 〈運営委員会の開催〉

運営委員会は、運営委員長が必要と認めたときこれを召集する。

第19条 〈運営委員会の職務及び権限〉

原則として、全国大会開催時の企画・会場設営・当日の運営等を主たる職務とする。但し、常任理事会の決議より第4条に基づく事業を開催する際に常任理事会を補する。

第6章 会 計

第20条 〈会 計〉

本会の運営は、会費をもってこれに充てるものとする。会費等については別途定めるものとする。

- 2 本会の会計年度は、毎年5月1日より翌4月31日までとする。

第21条 〈会計報告〉

本会の会計については、会計監事の監査を受け、定時総会に報告し、その承認を得なければならない。

第7章 会則の変更

第22条 〈会則の変更〉

本会の会則の変更は、総会の決議により決定される。

第8章 会員資格の喪失

第23条 〈会員喪失事由〉

本会会員が下記の事由に該当した場合、常任理事会は決議により、本会の会員資格を取消す。

- 2 本会会員が公序良俗に反する行為、また本会会員として相応しくない行為、言動がなされたと認められる場合。
- 3 督促がなされたのにも係わらず、年会費を3ヶ月以上未納した場合。
- 4 本会会員から自ら退会の意を申出た場合は、常任理事会の決議は必要としない。

第9章 その他

第24条 〈慶弔規定〉

会員の慶弔に関して、次の基準により慶弔慰金を贈る。

- (1) 正会員の死亡 10,000円+花輪若しくは生花
- (2) 以上のほか、特別に必要と認めたとき、理事会の決議により決定し贈る。

第25条 〈定めなき事項〉

本会則に定めなき事項については、常任理事が、常任理事会の決議を得てこれを定めることができる。

第10章 運営細則

第26条 〈運営細則〉

本会の活動を実施するにあたり、その運営に必要な運営細則を別途定める。

第27条 〈施行〉

本会則は、平成15年5月18日より施行する。

第28条 〈付則〉

1. 本会則は平成20年5月1日より改正施行
2. 本会則は平成21年5月1日より改正施行
3. 本会則は平成22年5月1日より改正施行
4. 本会則は平成28年6月22日より改正施行

ウィナーズ倶楽部 運営細則

本細則は、本会会則の活動を実施するため、その運営に必要な事項を会則第 25 条の規定の運営細則を定める。

第 1. (事務局)

会則第 1 章第 3 条に規定のとおり本会は事務局及び本部は置かない。

第 2. (会 費)

会則 6 章第 2 0 条に規定の会費等は、次のとおりとする。

1. 年会費 30,000 円

会費は、一括にて振込下記口座へ振込むものとする。

振込口座 銀行 支店
普通預金 店番号 口座番号
口座名 ウィナーズクラブ

- ① 中途入会者は、1ヶ月分を2,500円とし、入会月より期末月までの月数分の会費を振込むものとする。
- ② 途中退会者には、会費の返金はしない。

第 3. (経費等)

会則第 4 条に規定の各事業の経費を以下のとおりとする。

1. 常任理事会・運営委員会でかかる事務費・通信費・雑費等またホームページの維持管理費は、常任理事会に一任する。
2. 常任理事会・運営委員会の旅費交通費は、下記の場合に限り交通費全額と宿泊費 1 万円を支給する。但し 3,000 円以内は一律 3,000 円を支給する。
 - ① 常任理事会・運営委員会を行う場合。
 - ② 会の運営に必要な会合に出席した場合。
 - ③ 地域会員の 7 割以上が出席する会合からの出席依頼があり出席した場合。
3. 常任理事会、運営委員会に対する謝礼として以下のとおり総会時に支給するものとします。ただし、その役割、職務を期中最後まで行うことを要する。
常任理事各 20,000 円・運営委員およびその他各 10,000 円

第 4. (事 業)

会則第 1 章第 4 条②に規定の事業のうち例会の開催及び会則第 5 章第 16 条に規定の常任理事会の権限を以下のとおり定める。

1. 常任理事会は、地域例会運営の必要性に応じ、各地域の長を選任することができる。地域の長は担当地域にて4か月に1度例会を開催する。
2. 常任理事会は、会運営の必要性に応じ、委員を選任し専門の委員会を構成することができる。

第5. (運営細則の変更)

会則第10章第26条に規定する本運営細則の変更は、総会の承認をもってし、運営状況により1年毎に見直すものとする。

ウィナーズ倶楽部 ネット・コミュニケーション

[運営細則]

本会は、ホームページのフォーラムサイトによるネット・コミュニケーションによる意見交換通じ、会員相互の親睦を深め、知識の向上とビジネスの発展を目指すものである。よって、会員は下記の運営細則を遵守するものとする。

1. (投稿内容及びメーリングの注意点)

- (1) 一般常識の範囲内とし、他人の中傷はしないこと。
- (2) チェーンメールを投稿してはならない。
- (3) トラフィック増加防止のため、添付ファイルはできる限り避ける。
- (4) ツリー投稿（相手のメールに返信で返す）をする時は、その投稿に対する返信に限って返信すること。
- (5) 投稿の際は、その内容によって各フォーラムを選び投稿すること。
- (6) 投稿の件名は、内容が解るように明確に記載すること。

※チェーンメールとは「このメールを誰々に転送しろ」という記述のあるメール
※トラフィックとは、ネットワーク上を移動する音声・文章・加増などのデジタルデータのこと。

2. (入会拒否)

常任理事会は、次の各号に該当する場合は判明した時には、入会を取消することができるものとする。

- (1) クラッキング等を目的とする場合。
- (2) 宣伝目的に使用するために入会する場合。
- (3) 自ら投稿の意思がなく、情報収集のみを目的として入会する場合。
- (4) その他代表理事及び常任理事が不適当とする場合。

※クラッキングとは、他人のコンピュータのデータやプログラムを盗み見たり、改ざんや破壊などを行ったりする行為。

3. (会員資格の剥奪)

常任理事会は、次の各号に該当する会員の会員資格を取消することが出来るものとする。

- (1) 規約違反の警告を無視した場合。
- (2) 明らかに公序良俗に反する態様において投稿を利用したとき。

(3) 会員の所在が不明の時。

(4) 投稿が受信不可のとき。(コンピュータの一時的なトラブルを除く)

3. (免 債)

会員が当会のメール等からウイルス等の被害を被っても、本会は責任を負わない。

4. (セキュリティ及びウイルスの防止)

本会会員は、会員相互のネットコミュニケーションを、快適に安心して楽しむためにもアンチ・ウイルスソフトをインストールし、定期的にスキャン等チェックをするものとする。

万が一、会員にウイルスの感染が認められた場合には、会は感染したと認められる会員が正常な状態に戻るまで、一定期間メーリンググループより退会状態にし、隔離処置をとることが出来るものとする。